

	令和6年2月2日
課名	: 税務課
担当	: 横田
内線	: 2318
直通電話	: 082-513-2321

自動車税（種別割）に係る課税誤りについて

令和元年度に行った広島県税条例の改正漏れにより、令和元年10月1日以後に課税したロータリー・エンジン車の自動車税種別割（※）で税率の適用誤りがあったため、条例と異なる額を課税していたことが判明した。

※自動車税種別割

自動車税種別割は自動車の所有者に対して毎年度課される税金で、広島県税条例において、構造や用途に応じて税額が規定されている。

このうち、ロータリー・エンジン車の税率は、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を課税上の総排気量とみなして適用する、「みなし規定」を条例で規定する必要がある。

1 経緯及び概要

(1) 誤りの経緯

ロータリー・エンジン車の税率は、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を課税上の総排気量とする、「みなし規定」が必要となっている。

令和元年度の税制改正において、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等に係る附則を新設した際、このみなし規定を県税条例に盛り込んでいなかった。

しかしながら、みなし規定があるものとして1.5を乗じた総排気量により課税を行っていたため、約4年半の期間、税制改正で想定していた税額であるものの、条例に規定がないまま課税し、徴収している状態であることが判明した。

(2) 対象自動車等

自家用のロータリー・エンジン車で、令和元年9月30日までに初回新規登録し、かつ、令和元年10月1日以後に自動車税種別割を課税したもの

【令和元年10月1日以降から現在までの4年半の課税期間における影響】

延べ対象台数（台）	対象納税者数（人）	正当な課税額との差額（千円）
7,916	2,518	43,404

※1人1台当たり、最小で400円、最大で56,100円還付見込

2 今後の対応

速やかに対象者に謝罪を行い、条例に規定がないまま課税・徴収していた税額を還付する。令和6年度以降の課税を適正化するための条例改正案を2月議会に提案する。

3 再発防止策

県税の賦課徴収の根拠となる条例の規定漏れという事態を重く受け止め、今後同様の事例が発生しないよう、改正内容が漏れなく全て反映されているか徹底した確認作業を行うとともに、再発防止に向けた組織的なチェック体制を強化する。

(参考) ローター・エンジン車 (マツダRX8) の場合

区 分	改正前	改正後 (令和元年7月1日施行)
令和元年10月1日以後 初回新規登録	条例の本則 (第115条第1項) みなし規定あり	条例の本則 (第115条第1項) 改正前からスライドのため みなし規定あり みなし規定適用後の税額 36,000円
令和元年9月30日まで 初回新規登録		条例の附則 (第18条の3の2) 新設のため、みなし規定が必要であったが、 <u>規定がないまま、みなし規定ありの税額39,500円を徴収</u> していた。 (みなし規定の無い場合の税額 34,500円)

「みなし規定」とは

- ・総容積※ (一作動室容積×ローター数) ×1.5」を総排気量とみなして、当該総排気量にて適合する税率を適用するもの。
- ・本県において、条例附則にこの規定がないまま「みなし規定」を適用していた。

※車検証上の総排気量